

事務連絡
令和3年2月4日

資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた対応について（依頼）

2月2日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、栃木県が解除された上で、引き続き10都府県に対しては、3月7日まで延長されること等が決定され、それを受け「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1及び別添2のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②在宅勤務（テレワーク）等の推進各種取組について、引き続き実施を徹底するとともに、改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について

（別添2）テレワーク等の徹底について

（以上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

（別添3）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた所管事業者（団体等）に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について（大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官事務連絡）